

寒川町都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月3日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第20号

寒川町都市公園条例の一部を改正する条例

寒川町都市公園条例（昭和54年寒川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「100分の10」の次に「（令和7年寒川町告示第56号における都市公園を設置すべき区域に設置される都市公園にあつては、100分の20）」を加え、同条に次の1項を加える。

6 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。